

あなたの支えがみんなの助け合いにつながります

問 防災管財課 ☎ 025-784-4851

新潟県交通災害共済に加入しましょう

令和7年度新潟県交通災害共済は、令和8年3月31日で共済期間が終了します。

令和8年度新潟県交通災害共済の加入申込書を順次発送しています。

会 費 年額 一人 500円 (中途加入の場合も同額)
※インターネット申込の場合、年額一人 400円

共済期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※4月以降のお申込み(中途加入)の場合は、申込日の翌日から令和9年3月31日までが共済期間になります。

年会費を納入した当日は、共済期間の対象外になりますのでご注意ください。

見舞金の支給 交通災害の程度に応じて、3万円から最高150万円 (請求対象:実治療日数7日以上)

自動車安全運転センターが発行する「交通事故証明書」の提出がないと、見舞金の額が原則3万円に制限されます。

「交通事故証明書」は、警察に事故の届出をしていないと発行されませんので、必ず届け出るようにしましょう。

(※自損事故や、相手方が不明の事故の場合も同様です。)

申 込 【事前申込期間】 令和8年2月2日～3月31日

①役場または金融機関でのお申込

役場庁舎1階の町民課または町内の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)に加入申込書と年会費を添えてお申し込みください。
※加入申込書は切り離さずに窓口へお持ちください。

ご注意ください
・交通災害共済は、交通事故によりケガをされた会員に対して見舞金を支給する制度です。新潟県で加入が義務付けられている**自転車損害賠償責任保険等には該当しません。**

②インターネットでのお申込

「受信可能なメールアドレス」、「会費をお支払いになるクレジットカード」をご準備のうえ、新潟県交通災害共済ウェブサイト(右記二次元コード)からお申し込みください。



・見舞金の請求期間は、交通災害を受けた日から起算して**1年以内**です。たとえ治療継続中でも1年を経過した場合は、請求できません。

国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ

医療費のお知らせをお送りしています

湯沢町国民健康保険、新潟県後期高齢者医療保険に加入されている方が、医療を受けた状況を確認できるよう、受診された医療機関等を一覧にした「医療費のお知らせ」を送付しています。

日々の健康管理や病気の予防、確定申告等にお役立てください。

発送月と対象期間

- ・国民健康保険 …… 年1回、令和8年2月頃発送
- ・後期高齢者医療保険 … 年1回、令和8年1月末頃発送

確定申告でご利用になる場合

「医療費のお知らせ」は、確定申告・住民税申告の医療費控除を受ける際に必要な添付書類である医療費控除の明細書を作成するための資料として使用することができます。ただし、次の点にご注意ください。

●「医療費のお知らせ」の「自己負担相当額」「標準負担額」が医療費控除の対象となります。医療費助成等を受けた場合は助成分の金額を差し引く必要があります。

●対象期間にない診療月や医療機関等からの請求が遅れたものは、お手元の医療費領収書に基づいて医療費控除の明細書を記入していただく必要があります。この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。

問 町民課 国保給付係 ☎ 025-784-3453